

道しるべ



特別寄稿 巻頭言

5年前の放射能を考えるために

河野益近

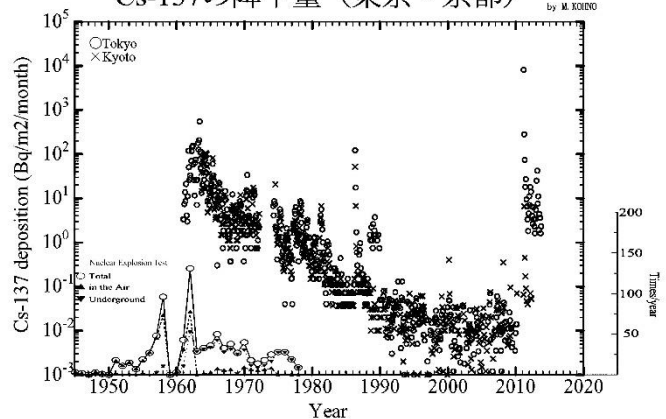
福島第一原発事故から5年が経ちました。5年前に大量に撒き散らされた放射能（放射性物質）の今後を考えるために、放射能、特にこれまでこの国を汚染し続けてきた放射能について少し考えてみたいと思います。

この国を放射能で汚染した最初の出来事は、アメリカによる広島と長崎への原爆投下です。1945年ですから、今から71年前になります。その後の米ソ、英仏中印の核開発競争で、この国は放射能にまみれることになります。大気圏内で行われる核実験の爆発力は非常に大きいため、生成される放射性物質の一部は成層圏にまで到達し、核実験終了後も対流圏さらには地表を汚染し続けました。

次にこの国を襲った放射能は、1986年、今から30年前に旧ソ連チェルノブイリ原発で起こった事故によって放出されたものです。原子炉の型が違うので日本ではこのような事故は起こらない、と何の科学的根拠も示さないままの言動がまかり通り、その後もこの国では倍々ゲームのように各地に原発が建設されていきました。そして2011年、この国では起こらないはずの原発事故が発生し、放射能汚染により人が住めない地域が出現しています。人が住めるか住めないかを決めるのは国であって、基準を操作すれば、住めない場所も住めるようになります。こうして汚染した場所への帰還が国策として進められているのです。

核分裂で作られる放射能が地球を汚染した歴史は非常に古く、知られているところでは、オクロ（ガボン共和国）の天然原子炉がその最初です。オクロでは今から20億年ほど前、ウラン鉱床に水が浸入し、核分裂連鎖反応が断続的に15万年程続いたとされています。今から17年前（1999年）のJCO臨界事故も核分裂連鎖反応が制御されない状況下で起こった事故です。チェルノブイリ原発においても、燃料デブリ（燃料・被覆管・構造物などが溶けて固まったもの）に雨水が浸入し、再臨界によって発生したと推測される中性子線の増加が1990年に観測されています。したがって福島第一原発でも間欠的な再臨界を引き起こすことを想定しなければいけないと思います。国民の生命と財産を考えるならば、帰還事業とは別の政策が求められます。

Cs-137の降下量（東京・京都）



（図はこれまでに京都と東京に降下したCs-137の放射能を示しています。福島第一事故以前は同じレベルにありますが、事故後の東京は京都のおよそ1,000倍になっています。福島では、場所にもよりますが東京の数千倍から数万倍です。）



終わりなき除染

福島市郊外に雑然と野積みされるフレコンバックの山。その中には、除染により生じた汚染土砂が保管されている(2012年12月撮影)。

子ども脱被ばく裁判第5回口頭弁論

◆ 第5回口頭弁論期日報告

井戸謙一(子ども脱被ばく裁判弁護団長)

1 第三次提訴

2016年5月10日、第三次提訴を行いました。子ども人権裁判には、新たに3名の子どもたちが、親子裁判には新たに27名の親子が原告に名乗りをあげました。

2 進行協議期日(2016年5月26日午後2時)

口頭弁論期日に先立ち、進行協議期日が開かれました。席上、裁判官は、第三次提訴があったので、これを第一次提訴・第二次提訴分と併合審理する予定であること、したがって、行政訴訟部分(「子ども人権裁判」のことです。)を国家賠償訴訟部分(「親子裁判」のことです。)から分離して判決をするか否かは、第三次訴訟を併合してから決めることを述べ、「本日の口頭弁論期日では、分離はしない」という方針を明らかにしました。その上で、裁判長は、次のように発言しました。

「行政訴訟部分の原告らの請求は、多岐にわたっており、問題となっている「訴訟要件」も同一ではない(被告市町村は、子ども人権裁判は、『訴状要件』が欠けているから門前払い却下すべきだと主張しています。)。裁判所が、行政訴訟部分を分離して判決した場合、結論がすべての請求について同一になるとは限らない(一部の請求は、訴訟要件を欠き、違法であるから却下しても、一部の請求については訴訟要件を備えており、適法であるという判断になることがあり得るとのこと)。その場合、原告は、却下された請求については、控訴するだろうから

(適法な請求は、福島地裁で審理が続けられるので)、子ども人権裁判が、仙台高裁と福島地裁の双方で同時に審理されることになる。こうなると、原告も被告も負担が大きい。従前、被告市町村は、行政訴訟部分を分離して判決することを裁判所に求めており、裁判所もそのつもりであった。しかし、上記のような事態が生じ得るのだから、被告市町村には、行政訴訟部分の分離・判決を裁判所に求めるのか、再検討してほしい。」

裁判長は、要するに、「行政訴訟部分(子ども人権裁判)を分離・判決しても、すべての請求について訴訟要件がないとして却下するという判断はでき



ないと考えている。そうなると、分離・判決をする意味がないので、被告市町村は、裁判所に対し、分離・判決を求める意見を撤回してほしい。」と、暗に求めたのだと理解できます。

これで、子ども人権裁判について、少なくともすべての請求が却下されるという心配は事実上なくなり、実体の審理（行政が、希望する子どもたちを今よりも安全な地域で教育する義務があるか）に入ることができることがほぼ確実になりました。たくさんの方々のご尽力により、全国から多数の署名と要請ハガキを寄せていただいたこと、原告の人たちが口頭弁論の都度、裁判官に対して直接訴え続けたことが実を結んだものと思います。なお、最終的な決定は、次回になされます。



3 口頭弁論期日（2016年5月26日午後3時）

口頭弁論において、原告側は、準備書面(11)、(12)、(13)を陳述しました。準備書面(11)は、子ども人権裁判の請求が訴訟要件を備えている旨を主張したものです。準備書面(12)は、東大の児玉龍彦教授に作成していただいた意見書に基づいて、スピーディやモニタリングデータ等の情報を隠ぺいした国の不作為を断罪したものです。児玉教授は、意見書で、特に文科省の無為無策を厳しく追及しておられます。準備書面(13)は、安定ヨウ素剤を服用させなかったことの違法主張の追加であり、1999年にウクライナの内分泌代謝研究所所長のトロンコ氏が発表した論文では、小児甲状腺がんになった子どもたちの甲状腺吸収線量は、100mSv以下が過半数であり、36%の子どもたちは50mSv以下、15%の子どもたちは10mSv以下であったことが分かっており、これを踏まえてWHOは、安定ヨウ素剤服用の基準を小児甲状腺等価線量10mSvに引き下げたのだから、100mSvのまま放置していた日本の基準は、高すぎて違法である、等と主張したものです。

他方、被告国からは、長期低線量被ばくの健康リスクについて、本格的な主張が出てきました。長期低線量被ばくによる健康被害は、発がん以外にもなく、発がんのリスク増加も100mSvを超えない限り、認められていないとし、ICRPの2007年勧告は正当であって、国は、これに従ったものであって何ら問題はないというのです。そして、国には、モニタリングデータを住民に提供する法的義務はない、20mSv通知は、指導助言にすぎず、これに従うか否かは、福島県の判断に委ねられていた、と断じました。

また、今回も2名の原告が、意見陳述をしました。その静かな怒りは、法廷中の人たちの胸に突き刺さったことと思います。

4 今後の予定

次回期日は、8月8日（月）午後3時からです。次々回期日は、10月12日（水）午後3時、次々々回期日は、12月12日午後3時とさだめられました。期日のペースが2か月に1回と早くなってきました。裁判所の姿勢が積極的になってきたように感じます。

いよいよ、本格的な議論が始まりました。引き続き、ご支援をお願いいたします。

◆5.26 アクションプログラム報告

5月26日の口頭弁論事前学習会で、今春に訪れたヨーロッパと、昨年4月に訪れたベラルーシの報告をさせていただきました。

私は今年の311絡まりで、欧州に住む日本人たちが作る脱原発グループ「よそ者ネット」の招きにより、スイス、フランス、イギリス、ドイツの4か国を18日間で周って、各地で福島の現状をお話する機会をいただきました。ヨーロッパの方々の福島に対する関心は高く、むしろ日本国内以上に、311を忘れていないでくださることを強く感じました。また、ヨーロッパにもたくさんの原発があって、脱原発を求める市民もいて、同じように政府に向かって声を上

人見やよい(支える会福島)



げ続けている現状を知ることができました。私たちも、こうした世界中の人々とつながって、脱原発を実現させていきたいと思います。



その講演ツアーの最後に、ご褒美で連れて行っていただいたドイツのシェーナウ市。この町の取り組みは非常に画期的で、市民が自然エネルギーの電力会社を設立し、原発を有する既存の電力会社から送電線を買取ってしまったことなど、原発ロビーに勝利した事例を見せていただきました。やる気になれば、市民はここまでできてしまうのだということを知り、勇気をいっぱいもらって帰ってまいりました。

後半はチェルノブイリの被害が続くベラルーシ報告。30年経つというのに、学校単位、学級単位の保養が未だに続いています。保養は、国家プロジェクトでもあり、見学させていただいた保養施設は、子どもたちが3週間ずつ滞在して、治療やデトックス、食生活の指導を受けるというシステムでした。被災地に住んでいた家族の子どもたちは、何らかの形で保養を受けることができるという支援されています。国がどれだけ「子ども」を大切にしているかの象徴のように感じました。ベラルーシよりも裕福であるにも関わらず、「被害はない」「影響はない」と言い張って何もしない日本は、「子ども」に冷たい国だと思います。子どもに冷たい国に、未来はあるのでしょうか。とても不安です。

◆口頭弁論

Aさん

まず、このような機会を与えていただきました裁判官の皆様方、そして被告の皆様方にお礼申し上げます。

さて、私は福島県の県北地方で生まれ育ち、そして結婚し、公務員の夫と、高校1年生の娘の3人で生活しています。

2011年3月11日、私たち家族は東日本大震災に襲われました。当時小学校4年生の娘と私は、同じ町内にある私の実家に避難しましたが、そこで目にしたのは、テレビに映りだされている福島第一原発1号機の爆発の様子でした。

この時まで、私は、福島第一原発が事故を起こすことなど想像したこともなく、更には、事故を起こした場合の危険性や、放射能から防護する方法、そして安定ヨウ素剤の存在なども知りませんでした。そのため、テレビで繰り返し流される「直ちに影響がない」という説明をそのまま信じるしかありませんでした。それでも、知人から、外出は控えたほうがいい、外出するときは肌を露出してはいけない等と聞かされ、娘は外に出さないようにしていました。

4月になり、自宅に戻り、実家の建物内の線量を測りましたが、1階の居間は毎時1.5マイクロシーベルト程度でしたが、娘が一日中過ごしていた2階が毎時3~4マイクロシーベルトもあり、ショックを受けました。同時に、自宅周辺のあちらこちらを測りましたが、毎時10マイクロシーベルトまで測れる線量計の針が振り切れてしまう場所が数えきれないくらいあり、恐怖を感じました。

2011年度の新学期は、高線量下だったのに、予定どおり始まったため、私は、娘の小学校の行き帰りを車で送迎し、娘に外遊びを控えさせ、マスクを着用させました。

4月中旬、文科省が年20ミリシーベルトまでは、学校で通常どおり授業をしていいという通知を出しました。私は、基準を20倍に引き上げるのはひどい話だと思いましたが、他方で、それまで行政は、「安全だ」ということしか言いませんでしたので、国のすることはこんなもんだらうというあきらめに似た気持ちも抱きました。

娘はずっとマスクを使っていたのですが、周りの子どもはだんだん外すようになり、夏になると、担任の教師が、娘にマスクを外すよう指導するようになりました。「暑いから外せ」というのです。内部被ばくを避けるためにマスクをするのだと私や娘が説明しても、担任は聞く耳を持たず、娘に対し、何度もマスクを外すよう求めました。娘は、クラスの中で最後まで頑張ってマスクをしていましたが、2012年の春ころからは、時々マスクを外すようになりました。

娘の同級生の家庭が、福島第一原発事故の直後に避難しましたが、地元の人たちは、この家族のことを変わり者扱いし、「逃げた」等と散々に悪口を言っていました。高線量下にあって、子どもの健康を守るために避難するというのは当然の行動です。それが何故、これほどまでに責められなければならないのか。それは、行政が、住民に

対し、安全宣伝を繰り返すだけで、被ばくのリスクについての正しい情報を知らせなかったことが原因と考えています。

私は、市役所の人説明会に参加したことがありますが、ただ「大丈夫です。」「安心です。」等と繰り返すだけでした。正しい情報が与えられていない人には、避難する人の気持ちが理解できないため、避難した人を攻撃するという心ない行動に駆り立てるのだと思います。このように、放射能問題では、住民の間に深い亀裂が生じましたが、これは、未だに解決していません。

私は、できれば娘を連れて避難したいと思っていましたが、避難した人たちに対する悪口を聞くと、心が萎えそうになりました。ここは私の故郷であり、一時避難しても、いずれここに戻ってきたいと考えているのに、自分たちも非国民のように罵られるのであれば、戻ってこれなくなると感じたのです。

それでも私は、何度か、娘を連れて母子避難することを真剣に考えましたが、いくら考えても、夫と二重生活を送るのは、経済的に不可能でした。行政が、避難指示区域以外からの避難についても、経済的な支援をしてくれていけば、避難していただろうと思います。例えば、せめて、除染が終了するまでの間だけでも避難させるべきだったのではないのでしょうか。

私の家族は、幸い、健康状態の顕著な悪化はありません。もっとも、娘は、外で遊べないためだと思いましたが、肥満体質になってしまいました。県民健康調査で、娘の甲状腺に小さな嚢胞が確認されました。今は、特に心配はないようですが、娘の将来は、大変不安です。

私の自宅は、2011年の夏には除染されました。確かに除染後しばらくは、線量は下がりました。しかし、時間が立てば、また戻り、今でも、私の自宅の周囲では、毎時0.5マイクロシーベルトを記録しています。

私は、今でも、条件が許すのなら、娘を避難させたいと思っています。福島第一原発事故前、私たちの生活は充実していました。春には山菜、夏には母が作る野菜、新鮮でみずみずしい食材に囲まれ、そのような環境で子育てができることに感謝していました。

しかし、もうそのような生活は帰ってきません。土のついた大根の、その土が汚染されています。見上げた自然の木々たちにも放射性物質が付着しています。

私たちは、ただ、普通に生活したいだけなのです。ただ、それだけです。ありがとうございました。

◆口頭弁論

Bさん

私は原発事故後、福島県三春町から松本市に家族3人で移住し、避難生活をしているBと申します。当時、福島県内で鍼灸治療室を営み、地震当日も普段どおりの日常を過ごしていました。地震直後に家族全員の無事を確認し、ひとまず安堵したのも束の間、断続的な余震が続く中、テレビには大津波の報道が映し出されていました。今にして思えば、あの時、原発事故によって十数万人もの福島県民が故郷を離れ全国に避難することになるとは誰が想像したのでしょうか。

その日の夕刻、電話で友人との情報交換から、すでに原子力発電所は電源を喪失し、緊迫した状態にあるとの情報を初めて耳にしました。家中に散乱した家具や食器等の片付け、今後の仕事のことなど考えながら「家族を避難させる」と覚悟を決め、明日避難することを家族に伝えました。12日午前、原発緊急事態による避難の必要性を伝える為に子どものいる患者さん宅を数件訪ねた後、家族と犬と食料を積んだ車を南下させ、関東を經由して最終的に大阪まで避難することになったのです。

私は家族を避難先に留めて福島に戻りましたが、3月下旬、当時中学1年の娘の担任教諭から「学校が始業します」との電話連絡が入ります。娘には福島で生活を続けられないかもしれないと伝えていましたが、娘はどうしても一度は友人たちに会いたいと言うので、ひとまず家族を福島に戻すことにしました。結果的に無用な被ばくをさせることとなりますので、苦渋の選択でした。

福島に戻ってから娘には、空間線量、食物汚染などにより福島での生活はあまりにも過酷であることから、長期避難が必要であることを再三伝えつつもです。しかし、娘は再度の県外避難に容易に首を縦に振りませんでした。娘の疑問は「自分だけ避難してもよいのか？」私はその間に対する答えを見いだせませんでした。その娘が5月下旬「避難してもいいよ」とポツリと言います。しかし、避難先から福島に戻っていた期間、高線量の放射線の中で生活していた事実は消えるわけではありません。緊急事態であるにもかかわらず、子どもたちを避難させないで、無用な被ばくをさせつづけた行政の責任は極めて重大です。

5月29日、福島を出ようとした当日、我が家には娘の同級生8名が見送りに来ていました。私は娘を安全な場所に避難させられる安堵感、その一方で同級生を車に乗せて行く事ができないという現実を突きつけられます。正直に言えば、彼女たちに後ろめたさがなかったと言えれば嘘になります。車を発進させたバックミラーに写る同級生たちの姿を生涯忘れることはないでしょう。

6月上旬、娘は避難先の東京の中学校に入学しました。強制的とも言える友達との分かれなど理不尽な想いは、常に頭から離れることはなかったでしょう。転校後、いつもの明るい笑顔は消えていました。吹奏楽部に入部して大好きだったフルートをトライしてみようと考えたこともあったようですが、新しい土地での学校生活になじむことができず、学校は休みがちになっていきました。娘からは「もう帰れないの?」という電話が単身生活の私の携帯に幾度もありました。毎日顔を合わせていた母親は、「もう帰れないの?」とう問いに辛抱強く向き合うことになるわけですが、それがどれほど大変なことであったのか、想像を絶します。

二学期がはじまって間もなく、娘が学校で友達とうまくいかなくなっていることを母親から聞きました。10月にはほとんど登校しなくなっていましたので、私は憔悴しきった娘にもう学校に行かなくていいよ、と伝えました。そして、三春に帰りたい希望を今聞き入れる事はできないが、もう一度だけ、私が探し出した新たな避難先の長野県松本市でやりなおしてみないか?という提案をしました。大量の放射性物質が降下した結果、屋外活動が制限され、食事や呼吸することさえも気を使わなければならない環境の下で、子育てはできることではありません。娘から即座に前向きな返答はありませんでしたが、この現実を受け止め、松本での生活に同意してくれました。12月5日に母親と娘が松本に移り住み、松本市の中学校に転校します。私は精神的に不安定になっていた娘に会うため、松本と福島を頻りに往復していましたが、少しずつ落ち着きを取り戻していきました。そして、被ばくを心配せずに安心して暮らせる環境のもと、高校生活ではハンドボール部の活動に専念するなど充実した生活を送ることができました。

この状況の中で、松本では2013年4月、避難者と支援者が中心になって、福島の子どもたちを留学させるプロジェクトが立ち上がりました。私も設立メンバーの1人として参加してきました。事業の目的は、福島の子どもたちが無用の被ばくを避け、長期的に安全な環境の下で生活することです。2014年3月には、福島県内各地から8名の子どもたちが親元を離れて入寮し、地域の学校に通学しました。そして今年3月、2年間の寮生活を終えた女子中学生3人が卒業を迎えました。原発事故がなければ、親元で十分な愛情を受けながら生活を続けられたことでしょう。松本では理不尽な思いをいつも感じていたことでしょう。しかし、共に同じ釜の飯を食べて、地域の方々のお世話になり、親身に接してくれるスタッフの元で生活する中で、子どもたちはとても成長していました。しかし本来、このような事業は国難とも言わなければならない原発事故の責任者である日本政府が国策としてやるべきことです。いまなお、高濃度汚染エリアには数十万人の子どもが生活し、学校に通学しているのです。福島の子どもたちの今の現実を直視し、実際的な対処策を速やかに実施するために裁判所の良識ある判断をお願いします。

■原告・支援者 みんなの声

◇自己矛盾の中で生きる

M. T (福島県)

東京電力株式会社福島原発事故で、私が住む福島県は放射能汚染地帯となりました。その後、住宅除染は行われましたが、除染で発生した汚染廃棄物は5年を経過した今まで、自宅の庭先の地下に保管させられ、撤去の見通しすら立っていません。そのために、家屋の建て直しなどの、さまざまな面で支障が生じています。また、山林などの除染が行われていないため、地域によっては放射線値が上昇し、放射能汚染の解消には程遠い状態です。

さらに甲状腺検査で、172人の子どもたちが小児甲状腺がん～その疑いとされ、その大半が手術を受け、その人数は日増しに増える一方です。しかし、福島県や福島医科大学は、小児甲状腺がん多発の原因として、十分な根拠もないまま、放射線被ばくの影響は考えにくいとの姿勢に徹しています。

そのような社会のなかで、5年間以上も福島に住み続けている私たちは「低線量被ばくによる健康被害」、つまり、いつ、わが子が甲状腺がん罹患するか怯えながらも、その不安は今後も払拭されそうにありません。その一方で、「疎開や避難に伴う経済的損失」と苦悩する日々を過ごしています。

このように、私たちは「健康被害」と「経済的損失」の狭間、つまり自己矛盾の中での生活を強いられ、当然ですが、この自己矛盾が内在していることも十分に自覚しています。そして、何よりも、国や福島県の復興への方針や施策を知れば知るほど、この自己矛盾が当分の間、解消されそうにないことに将来への不安感は募るばかりです。

◇小さな「応援カレンダー基金」が、ビタミン剤のように元気の素になりますように。ぜひ活用を！

共同代表 水戸喜世子

日本の子どもたち、とりわけ関東の子どもたちは、5年たった今も、決して住んではならないホットスポットと隣り合う暮らしを強要されています。一握りの国際口ビートと手を組み、自国の子どもを犠牲にしてはばからないこの国の政治家。ウソとホントを見抜けない追隨者に成り下がった「市民」たちの群れ。その中で声を上げる原告さんたちの勇気。それへの対抗手段として考え付いたのが、真実のメッセージと共に毎日見ても見飽きない美しいカレンダーを作って広めることでした。運よくそれがカンパにつながる事ができたら望外の喜びというのが私たちプロジェクトチームの考えでした。会計、名簿、発送と得意分野を分担し合い、大海に小舟を漕ぎ出す気分ですタートした直後から、注文が殺到しクリスマスも正月も返上となりました。誤発送も未回収金もクレームもゼロという緊張したチーム力もさることながら、「こんな企画を待っていましたよ！」という全国からの共感にどれほど支えられたことでしょうか。この基金が原告さんの元気の素になる時、支援者の熱い思いと不安と闘う母子の思いが初めて一点に繋がった瞬間だといえるでしょう。保養に、引っ越しに、生活困窮時の一滴のうるおいにと、この基金が思う存分に活用されることを心から願ってやみません。

◇子ども脱被ばく裁判原告支援事業について

子ども脱被ばく裁判の会事務局長 武本泰

子ども脱被ばく裁判の会では、一般会計から256万円を特別会計に移管し、これを原資として“子ども脱被ばく”に係る支援事業を立ち上げました。この支援事業は、子ども脱被ばく裁判の原告を対象として「交通費支援事業」、「転居（引越し）支援事業」、「日常生活費支援事業」の3つから構成されています。

①交通費支援事業

保養や、母子避難などで家族交流などにかかる交通費の一部を支援します。支援額は、対象者1人当たり1万円（年間）です。

②転居（引越し）支援事業

脱被ばくを目的とした転居に際して、その一部を支援するものです。支援額は、対象1家族当たり10万円です。

③日常生活支援事業

脱被ばくを目的とした生活を継続する上で、生活に困窮した場合、緊急に生活費の一部を貸し付けるものです。貸付額は5万円を上限として、返済は半年後です。

●なお、これら支援事業の詳細については、子ども脱被ばく裁判の会・事務局までお尋ねください。

kodomo2015-info@oregano.ocn.ne.jp

◇アメリカ支援団体への感謝報告

共同代表 片岡輝美

4月4日より5日間、私は、子ども脱被ばく裁判支援団体であるアメリカ合同教会本部（オハイオ州・クリーブランド）と共同世界宣教局理事会（インディアナ州・インディアナポリス）を訪問し、支援感謝と裁判の現状報告をしてきました。報告後「ある日突然、放射能被害の被災者となった大きな不安と怒りは、私たちの想像を超えていることと思いますが、そのような混乱から立ち上がり、裁判を起こした原告のみなさんに心からの敬意を表します。自分たちは出来る限りの支援を続けたい」との返礼がありました。

両団体は米政府へのロビー活動も活発に行っています。今回の報告で放射能被害の深刻さをさらに受けとめ、米政府に対して自国選手団を東京オリンピックに送る際、水や食材の放射能測定を強化する要望を検討し始めました。その目的は、日本政府に圧力を掛け、福島原発事故はまだ終わっていないと海外からアピールすることにあります。放射能被害は国を越えて広がります。そうであるなら、なおさら、私たち市民も国を越えて繋がりましょう。

両団体からは、裁判参加傍聴・学習会開催に必要な原告延べ30名分の交通費などを頂いています。

支援団体の志を受けとめ、ぜひ有効にご活用ください。



◇The Fukushima Children Post-radiated Lawsuit

Q1, What is the Fukushima Children Post-radiated Lawsuit?

The Fukushima Children Post-radiated Lawsuit includes both the Children Human Rights Lawsuit and the Parent Child Lawsuit.

The Children Human Rights Lawsuit aims to clarify the right of children to receive mandatory education in a safe environment. The plaintiffs are elementary and junior high school children (along with their parents) who reside in Fukushima and receive mandatory education. The defendants are the various local municipalities in Fukushima prefecture responsible for the educational facilities. Schools for children with special needs however, are under the auspices of the prefecture, and thus the defendant is Fukushima prefecture.

The Parent Child Lawsuit is calling for damages against the government and Fukushima prefecture in light of the East Japan Great Earthquake, insisting that local residents were exposed to unnecessary levels of radiation due to the lack of adequate evacuation plans. Therefore the plaintiffs represent children and their parents who lived in Fukushima at that time, and the defendants are the government and the prefecture. Because compensation is not the primary purpose, reparations are set at 100,000 yen (\$890) per person.

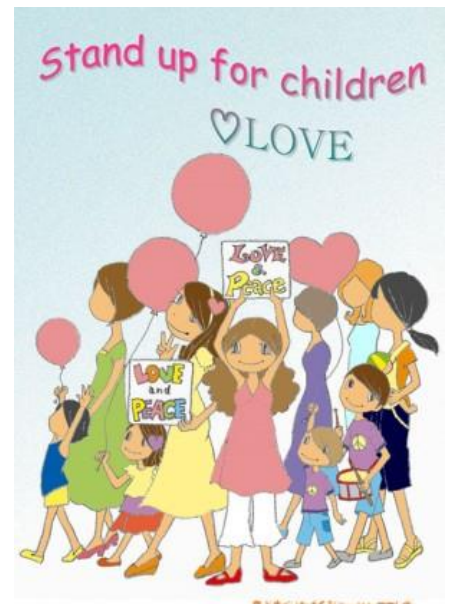
Q2, Who are the plaintiffs?

The total number of plaintiffs as of January 14th, 2015:

Child Human Rights Lawsuit	35 people
Parent Child Lawsuit	166 people

Q3, What is the current situation?

The counterargument by the defendant, Fukushima Prefecture, is that 1) the prefecture bears no responsibility toward local residents to provide information on radiation levels, 2) since the government saw no need to distribute stable iodine to local residents, there was no need for the prefecture to make an independent directive to provide such for prefectural residents, and 3) the decision to reopen schools was made by the respective local Municipal Education Committees and thus the prefecture was not involved in that decision. They argue that deliberation on the Child Human Rights Lawsuit should be dismissed and turned away at the door. The defendants will prepare a document stating their counterargument for the oral proceedings to be held on May 26th. On that day a ruling will be made on whether the case will be turned away at the door or not. The Parent Child Lawsuit pursues the responsibility of the government and prefecture.



Lawsuit Proceedings

There have been four oral hearings thus far. Sixty supporters from around the country have gathered in front of the courthouse, making appeals and holding meetings. The forty seats for public observers are chosen by lot and are always full. The courtroom is also full of supporters for the defendant, and the defendant team. Through our presence we hope the judges will sense our intension to win this case.

The Future of the Lawsuit

In the case that the Child Human Rights Lawsuit is dismissed, an appeal will be made to the higher court in Sendai. In the case of the Parent Child Lawsuit, this will call for the responsibility of the government and prefecture, and thus we expect that it will gather national attention.

Reported by Ms. Terumi Kataoka, co-representative

The Fukushima Children Post-radiated Lawsuit : <http://datsuhibaku.blogspot.jp>

◇おしどりマコ・ケンさん講演会報告

去る5月14日、15日の両日、会津若松市、郡山市で「親子で聞く おしどりマコ・ケンの福島取材報告会」を、会津放射能情報センターと子ども脱被ばく裁判の会の共催で開催しました。企画・立案と、当日の運営を、原告と支援者の有志が連携して行い、当日は、原告や支援者を含め、幅広い年齢層の方が、会津若松会場では50人、郡山会場では25人が参加しました。

おしどりマコ・ケンさんは、福島原発事故後、東電や政府の記者会見でのするどいツッコミでおなじみで、私たちが本当に知りたい、あるいは、本当に知らなければいけないことをあれやこれやについて、実に3時間もお話いただきました。そして、何よりも、ユーモアを交えてお話いただいたことで、日々、放射能に悩みながらの生活の私たちに、元気と勇気をいただきました。ありがとうございます。

今後も、県内で原告と支援者が連携したこのような活動が継続できればと思っています。



◇食に思う

稲井邦利 (子ども脱被ばく裁判を支える会・東日本)

昨夜6月11日、毎週金曜日国会前「希望のエリア」に集まる、支える会・東日本の会員さんと、新橋の魚料理店2周年パーティーで、女性7名、男性3名で鮪を堪能しました。

福島第一原発事故後、魚介類はほとんど口にしません、仲間との呑み会、鹿児島川内テントでは食べます。此方の2次会で行く、チェーン店磯丸水産の磯焼きは美味しいです。

さて、6月6日コラッセ福島の帰り道、福島駅西口のスーパーへ、トマトはフルーツトマト1種類が千葉県産で、後は、広い売り場コーナーは福島県産のトマトばかりでした。

東口で食事をしようとお店を探しましたが、魚料理店の多さに驚きました、結局1周して東口駅前2階の日本蕎麦屋さんに入り、大もりの「富士山もり」と天ぷらを、脂汗を掻きながらやっと完食しました、このお店は、そばも3種類ありリーズナブルで満足でした。

福島原発汚染水は太平洋に流れていますが、日本政府はストロンチウム90を食品安全基準値で計測していません、セシウムの300倍毒性が強いと言われる、ストロンチウム90に汚染されている、太平洋産の魚介類を子どもに食べさせるのは止めた方が良くと思う。

◇福島報告

田島直樹 (おうえん東京里芋)

5月14日は、裁判の会が共催した学習会「親子で聞く・おしどりマコ・ケンの取材報告」。文字通り「芸は身を助け、笑いは理解を助ける」50名を超える参加者の気持ちが、若松栄町教会のなかで、一つになりました。翌15日には郡山でも開かれたのですが、私は白河の「原発災害情報センター」で50名あまりの方々に、「子どものがんと大人のがん、被ばく影響の違いについて」90分お話をさせていただきました。

26日は第5回裁判期日、講演・傍聴・報告会と中身の濃い一日でした。裁判は東京ではなく福島で開かれています。いちばん大事なのは福島県内での裁判の浸透・県民の理解だと思いました。県民のための学習会はそのための大きな一歩です。全国に！世界に！との掛け声も結構ですが、裁判勝利のためには、お膝元「福島の声なき声」その支持が欠かせないと痛感しました。

福島の方々の主体的な活動を、東京から地道におうえんし続けます。里芋通信4号、裁判の会リーフレット、甲状腺がん家族会リーフレットを配布しました。ホームページを設置しました。

<https://www.facebook.com/oensatoimo>



◇開いた門内にどっと署名を届けたい

後藤由美子（「子ども脱被ばく裁判」を支える会・西日本）

この度子ども人権裁判が却下を免れたことは本当にうれしいことでした。原告の方々がそれぞれ渾身の意見陳述を裁判官に届けてきたこと、弁護団が必死に食い下がり、力を尽くされた膨大な提出書類、そして全国から集まった署名・ハガキという形になった声！三つ巴で前例のない裁判の門をこじ開けたことを喜びたいです。もちろん1年も門前にとどめ置かれたことは本当に悔しいですが、これを機に支援の輪を広げることを加速したいです。

いつも裁判期日前アクションで会場に張り出されるハートは大切なメッセージ。国が子どもたちの命と健康を守るよう、私たち支援者は手をつなぎ、大事なことの伝え手となり、署名活動に打ち込みたいと思います。

◇脱被ばく実現ネット（旧ふくしま集団疎開裁判）活動報告

宮口高枝（脱被ばく実現ネット）

今年の春は、チェルノブイリ原発事故後30年、福島原発事故後5年という節目もあり、活動が目白押しの日々が続いた。

3月26日、核と被ばくをなくす世界社会フォーラム2016に参加「福島での犯罪と、命の救済」セッションを開催した。各国NGOの人々が参加し、福島の実態を、子ども被ばく裁判原告・松本氏、職人を取り続けて、福島事故後は福島状況を撮り続ける飛田氏が真実を訴え注目され、脱被ばくの視点から世界人々と繋がった。29日には「チェルノブイリの祈り」の会を共催。チェルノブイリの祈りを語る講談師神田香織さんの渾身の言葉が心に染みとおり、活動に力になる。6月2日、上智大学四谷キャンパスで「若者と放射能」として、崎山比早子氏のお話を上智大学グローバル・コンサーン研究所と共催。初めての参加者等で100名の会場は満杯。大学生等の放射能を学ぶ機会にもなり好評で、子ども脱被ばく裁判・原告のお話とリーフレットの配布もした。新宿、巣鴨での街頭行動も実施。この春新しい出会いがうれしい。



■ ママレボブックレットお買い上げください

ママレボブックレット「子ども脱被ばく裁判」の弁護士が、ふくしまの親たちに送るメッセージは、子ども脱被ばく裁判の会弁護団長の井戸謙一弁護士により、子ども脱被ばく裁判がわかりやすく説明されています。なお、このブックレットの売り上げの一部は、ママレボ編集部のご好意により「子ども脱被ばく裁判の会」に寄付されることとなっています。この機会に、是非、ご購入の上、ご一読いただければ幸いです。



▲▽ ご注文冊数別の代金と送料 ▼▲

- ・ 1冊ご注文の場合 → 800円(代金) 250円(送料)
- ・ 2～5冊ご注文の場合 → 800円×冊数、360円(送料)
- ・ 6～9冊ご注文の場合 → 800円×冊数、510円(送料)
- ・ 10冊以上ご注文の場合 → 800円×冊数、送料無料

▲▽ お申込み・お問い合わせは、リーフレットの巻末に表記の事務局まで ▼▲

■ 子ども脱被ばく裁判の会 会計報告書(第5期 2016年4月1日～6月19日)

収入の部			支出の部		
勘定科目	第5期(円)	累積(円)	勘定科目	第5期(円)	累積(円)
寄付収入	299,885	10,423,212	人件費	170,000	450,000
物販収入	16,120	310,000	旅費交通費	330,784	1,811,214
雑収入	85,000	85,735	宿泊費	32,000	46,200
			通信運搬費	171,548	566,100
			印刷費	186,119	846,064
			書籍費	0	280,280
			会議費	8,220	226,416
			備品費	7,200	110,834
			雑費	69,930	139,294
			消耗品費	13,335	111,031
			特別会計	2,560,000	2,560,000
小計	4,049,735	10,417,942	小計	3,549,136	7,186,633
差引残高					3,632,314
○繰越金					
現金勘定					11,576
郵貯口座					1,164,580
振替口座					2,456,158
資産合計					3,632,314

子ども脱被ばく裁判を応援して下さる全国のみなさまへ

会報「道しるべ」5号、第4回口頭弁論期日の報告をお届けいたします。

日頃より子ども脱被ばく裁判を応援し、カンパをお寄せくださりましてありがとうございます。

振替用紙に添えられたメッセージにも大いに励まされております。

発行した領収書は430枚に達します。

「領収書不要」と書いてくださった方へ、この紙面をもって感謝をお伝えしたいと思います。

事務局からのお知らせ

① 第2回子ども脱被ばく裁判支援署名について

健康被害が懸念されている今、原告の思いに正面から向き合い、速やかな公正な審議・判決を行ってくださるよう、福島地方裁判所に新たな署名による要請を行なっています。みなさまの応援を心よりお願い致します。

署名用紙は当会公式ブログからダウンロードできます。また、紙媒体での署名用紙をご希望の方は、下記の事務局までご一報ください。

第1次集約日：2016年7月31日、第2次集約日：2016年9月30日

② 今後の口頭弁論期日について

裁判は、福島地方裁判所（福島市）で開かれます。現時点で判明している裁判期日は、次の通りです。なお、一般傍聴の場合は、整理券が必要となることがありますので、予め、福島地方裁判所の Web などでご確認下さい。

- ・第6回口頭弁論期日 2016年8月8日（月曜日） 15時～
- ・第7回口頭弁論期日 2016年10月12日（水曜日） 15時～
- ・第8回口頭弁論期日 2016年12月12日（月曜日） 15時～

福島地方裁判所：福島市花園町 5-38 電話番号 024-534-2156

③ 寄付やカンパご協力のお願い

子ども脱被ばく裁判の会では、みなさまから寄せられました寄付・カンパは、裁判に掛かる経費（裁判費用など）、原告や弁護団の旅費交通費や会報の印刷など裁判活動に伴う経費として活用させていただいています。

会計報告は約3か月毎に会報に掲載しております。子ども脱被ばく裁判へのカンパは、下記のようちよ口座をご利用ください。

ゆうちょ銀行 記号番号：02230-6-138810 名義：子ども脱被ばく裁判の会

④ 子ども脱被ばく裁判の会・公式メーリングリストのご案内

裁判や裁判の会の情報共有を目的としたメーリングリストを開設しています。参加をご希望の方は、以下の事項を記載して、代表メールアドレスまでご一報ください。

(1)氏名 (2)現在居住の市町村 (3)登録メールアドレス

⑤ 事務局へのお問い合わせ

子ども脱被ばく裁判の会事務局の連絡先は次の通りです。裁判の会リーフレットや会報「道しるべ」をご希望の方、裁判及び裁判の会へのご意見、ご要望なども下記連絡先までお願いします。

事務局長 武本 泰

事務局メールアドレス kodomo2015-info@oregano.ocn.ne.jp

事務局電話番号 080-5220-4979

事務局住所 〒963-8018

福島県郡山市桃見台8番地24号レールシティ桃見台702号

公式ブログ <http://datsuhibaku.blogspot.jp/>

※ **ご注意** 本会報の無断での転用、転載は固くお断り申し上げます。